

豊岡市立但東中央体育館

区分		利用料金		
		午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
体育室	全室	600円	800円	1,100円
	室の2分の1	400円	500円	700円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合又は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 4 利用料金の額の計算において、算出した利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。